

(ii) 奨学のための給付金 家計急変世帯への支援のご案内

(高校生等奨学給付金)

1 奨学のための給付金とは

- 滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。
- 支給対象となるのは、保護者等の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）の世帯（＝非課税世帯）ですが、**保護者等の失職など家計急変により収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められる場合は、家計急変世帯への支援として支給の対象**となります。

2 対象者

基準日時点において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等（注）

基準日：6月以前の家計急変は令和2年7月1日

7月以降の家計急変は申請日の翌月（申請日が月初めの場合は申請月）の1日

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯
- 家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税相当であること。）
※支給決定までに家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。
※災害などに起因しない離職（定年退職等）は対象となりません。

《所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例》

世帯構成	収入見込
3人世帯	2,214,286 円未満
4人世帯	2,714,286 円未満
5人世帯	3,214,286 円未満

※裏面の提出書類をもとに、家計急変発生後の年収見込額を推計します。

※この表はあくまでも収入の目安であり、個別に判定します。

・この表の世帯人数とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計を言います。（生徒の祖父母等と一緒に生活していても、本人の扶養親族でない場合は世帯人数に含まれません。）

・生徒の祖父母等と一緒に生活していても、高校生等に親権者がいる場合は親権者の収入で判断します。（祖父母の収入は含まれません。）

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
- ・生活保護（生業扶助）を受給している
- ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている
- ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回）を受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回（定時制・通信制課程は2回まで）加えることができる。

(注)保護者等とは、高等学校就学支援金に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号および高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日）第3条第1項第4号に規定する保護者等

3 支給額

6月以前の家計急変による支給額は下記の表の額となり、7月以降の家計急変による支給額は申請日より算出した額（表の下※2参照）となります。

区分		支給額
全日制	一人目	84,000円
定時制	二人目以降（※1）	129,700円
通信制・専攻科		36,500円

※1 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。

・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者 ・23歳以上の高校生等

※2 7月以降の家計急変による申請の場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定します。

（例）全日制1人目の場合で9月申請 → 84,000円×6月（10月～翌年3月）／12月＝42,000円

4 申請方法・必要書類

○申請受付 6月以前の家計急変：令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）

7月以降の家計急変：令和2年7月1日（水）から随時

※申請時期により支給額が異なります。

※7月以降の家計急変の申請受付終了時期は滋賀県ホームページに掲載します。

○申請方法 必要書類をそろえて、信楽高等学校事務室へ提出してください。

申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

○必要書類 次の①～⑤の全ての書類をそろえていただく必要があります。

①奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書（様式第1号その2）

※保護者の扶養状況を確認する際に、必要な方には扶養誓約書、在学証明書、世帯全員分の住民票記載事項証明書を添付していただく場合があります。

②家計急変の発生事由を証明する書類

家計急変の事由や時期がわかるものを提出してください。

（例）離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産手続開始決定通知書、廃業等届出 など

③家計急変前後の収入を証明する書類

家計急変前の収入状況が確認できる書類と、家計急変後の収入が見込める書類を提出してください。

（例）課税証明書の写し等（家計急変前）、直近（家計急変前後）の給与明細3ヶ月分、会社作成の給与見込み、税理士または公認会計士の作成した証明書、年間収支見込計算書（県教委様式） など

※ご提出いただく書類は個別事情により異なりますので事前にご相談ください。

④保護者等の扶養親族の人数および年齢を確認する書類

（例）扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 など

⑤口座振替依頼書、通帳の写し、委任状、個人対象要件証明書（専攻科のみ）

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。

※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

5 提出先・問合せ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 信楽高等学校事務室

県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局高校教育課 修学支援係

電話：077-528-4587

mail：ma0905@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に在学している生徒がいる場合は、滋賀県私学・県立大学振興課で実施します。

在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。